

解 説

特別有効期間の設定

輸入承認証の有効期間は6カ月と定められております(輸入令第5条第1項)が、この6カ月の有効期間中に輸入することが不可能な貨物(特に機械関係が多い)を輸入するには、特別有効期間の設定が必要となってきます。

この手続は次によります。まず輸入しようとする貨物が、輸入割当品目(IQ品目)で、まだ輸入割当てを受けていない場合は、輸入割当申請に際して、輸入承認に特別有効期間を設置することを必要とする関係書類を添えて提出すれば、割当証明書の特別条件欄に、例えば「この証明書に基づいて取得する輸入承認証の有効期間は、輸入の承認の日から12カ月とする」という条件が記載され、それが輸入承認証に切換えられる時に、その条件欄に記載されたところにしたがって特別有効期間の設定がなされますので、割当証明書に特別有効期間が記載されている場合は改めて特別有効期間設定の申請をする必要はありません。

輸入承認の場合の特別有効期間の設定については、当該輸入承認時に特別有効期間の設定を必要とすることを立証する書類1通を提出して下さい。

なお、輸入割当品目(IQ品目)を経済産業大臣又は税関長が承認する場合において割当証明書に特別有効期間が附されている場合は、輸入承認証へ切り換える時に、その条件欄に記載されたところにしたがって特別有効期間の設定がなされますので、改めて特別有効期間の設定をする必要はありません。